

業 務 等 質 問 書

提出日：令和4年10月24日

| | | | |
|----------------|---|-------|------------|
| 発注機関名 | 健康福祉政策課 | 公 告 日 | 令和4年10月20日 |
| 業 務 名 業務箇所名 | 社会福祉施設等価格高騰対策支援事業実施業務 | | |
| 質 問 内 容 | <p>①フローによると二次審査は県庁のご対応となりますが、その際は申請書類原本の郵送が必要となりますか？その場合の頻度は例えば毎週1回などでしょうか？</p> <p>②入所・通所とも「定員」は介護保険事業者申請書の届け出人数が基準人数でしょうか？またデータは閲覧は可能との認識で正しいですか？</p> <p>③ひとつの施設で入所・通所の両方を受け入れる場合は、各々の利用定員により申請が可能との認識で良いですか？</p> <p>④あまりないと思いますが、介護保険事業者登録をしているが、業務実態がないようなケースへの対応は想定されていますか？</p> <p>⑤不支給対応（高齢者福祉施設以外）は業者側となっていますが、二次審査の結果を共有頂けるという認識で良いですか</p> <p>⑥受付番号は高齢者福祉施設とそれ以外を通じて連続番号で良いですか(採番の関係)</p> <p>⑦振込口座および支給金額について必ず3名以上の確認が必要とのことですが、これは一次審査を3重に行うという認識で良いですか？</p> <p>⑧仕様書6(7)の3番目の(※)にて「支援金の受け取りを別の者に委任する場合…」とありますが、どのようなケースでしょうか？</p> <p>⑨保護施設において照会のため登録番号等がありますか？ (福祉施設の事業登録番号に相当するものの有無)</p> <p>⑩申請要項の入稿日・発送日の目安はいつ頃を想定されていますか？また電子申請のシステムの立ち上げにはテスト期間を含めて約4週間程度を想定していますが、11月下旬の受付開始は郵送と同時スタート必須でしょうか？</p> | | |

回答日：令和4年10月31日

| | |
|---|---|
| 回 | 答 |
|---|---|

① 申請書類原本の郵送は不要です。県による二次審査は、社会福祉施設等価格高騰対策支援事業実施業務仕様書（案）6（5）③のデータにより行います。また、データを提出いただく頻度は週1回程度を想定しています。なお、申請書類原本は実績報告書の提出時に県に引き渡してください。

② 利用定員数は、介護保険施設等の指定を受けている人数となります。なお、一次審査で必要となる施設・事業所一覧データは県から提供します。

③ 一の法人が長野県内に所在する入所系及び通所系施設を複数運営している場合は、それぞれの施設で申請が可能です。

④ 休止又は廃止している施設・事業所は支給対象外とする予定ですが、一次審査にて業務実態の有無等に疑義が生じた場合は、県において確認を行うため、一次審査結果報告時にその内容を伝達してください。

⑤ 県による二次審査で不支給決定を行った際は、その結果を受託者にお知らせします。

⑥ 受付番号は、連続番号で構いません。

⑦ 過誤支給や振込先の誤りを防止するため、支払事務における振込口座や支給金額の確認を3名以上で行ってください。なお、一次審査は、正確な審査を行うために適切な人員を配置してください。

⑧ 「支援金の受け取りを別の者に委任する場合」は、申請者である法人が法人代表名義の口座ではなく、当該法人が運営する施設代表名義の口座への振込を希望する場合などが想定されます。

⑨ 保護施設に関しては、事業者登録番号に該当するものではありません。

⑩ 申請要項の入稿は受託者決定後2週間以内、発送日は11月下旬を予定しております。また、事業の性格上、受託者の体制が整い次第、11月下旬から12月上旬を目途に早期の受付開始をお願いさせていただきますが、電子申請システムの準備に時間を要する場合は、先行して郵送による申請受付を開始し、準備が整い次第電子申請による申請受付を開始することとして差し支えありません。なお、詳細は受託者決定後の打合せにて決定させていただきます。